

2010年10月5日
日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、適格担保の担保価格等に関して金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、適格担保の担保価格等を見直すものです。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」（平成20年12月2日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 福 田 (03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 .	} 略(不変)	
1 - 2 .		
1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債		
(1)	} 略(不変)	
(5)		
(6) 残存期間 30 年超のもの		時価の 9-2-9 <u>3</u> %
1 - 4 . 物価連動国債		
(1) 残存期間 1 年以内のもの		時価の 9-1-9 <u>2</u> %
(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの		時価の 9-1-9 <u>2</u> %
(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの		時価の 8-9-9 <u>0</u> %
(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの		時価の 8-9-9 <u>0</u> %
(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの		時価の 8-8-8 <u>9</u> %
(6) 残存期間 30 年超のもの		時価の 8-7-8 <u>8</u> %
2 .	} 略(不変)	
10 .		
11 . 不動産投資法人債		

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の ~~9-6~~ 9 7 %
- (3) 略 (不変)
- (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 時価の ~~8-9~~ 9 1 %
- (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 時価の ~~8-3~~ 9 0 %
- (6) 残存期間 3 0 年超のもの 時価の ~~8-0~~ 8 9 %

1 2 . }
 { 略 (不変)
 1 7 . }

1 8 . 企業に対する証券貸付債権

- (1) }
 (2) } 略 (不変)
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~8-0~~ 8 5 %
- (4) }
 (5) } 略 (不変)

1 9 . 不動産投資法人に対する証券貸付債権

- (1) }
 (2) } 略 (不変)
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~8-0~~ 8 5 %
- (4) }
 (5) } 略 (不変)

2 0 . 政府 (特別会計を含む。) に対する証券貸付
 債権

- (1) }
 (2) } 略 (不変)
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~8-5~~ 9 0 %
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~8-0~~ 8 5 %
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
 応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の ~~7-5~~ 8 0 %

2 1 . 政府保証付証書貸付債権

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~8-5~~ 9 0 %
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~8-0~~ 8 5 %
- (5) 残存期間 7 年超 1 0 年以内のもの (満期が
 応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の ~~7-5~~ 8 0 %

2 2 . 地方公共団体に対する証書貸付債権

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) }
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~8-0~~ 8 5 %
- (5) 略 (不変)

(特則)

略 (不変)

(附則)

この一部改正は、平成 2 2 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.001 <u>1.003</u>
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.006 <u>1.007</u>
ハ. } ヘ. } 略(不変)	
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	1.036 <u>1.029</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.014 <u>1.009</u>
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.019 <u>1.013</u>
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1.026 <u>1.020</u>
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1.026 <u>1.020</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	1.043 <u>1.039</u>
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	1.049 <u>1.043</u>
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	1.056 <u>1.051</u>
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	1.063 <u>1.058</u>

ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	1.073 <u>1.068</u>
へ．残存期間 30 年超のもの	1.080 <u>1.068</u>

2．売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ．残存期間 1 年以内のもの	0.999 <u>0.998</u>
ロ．	} 略（不変）
ハ．	
ヘ．残存期間 30 年超のもの	

(2) 変動利付国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0.987 <u>0.992</u>
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.982 <u>0.988</u>
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>

(3) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの	0.960 <u>0.964</u>
ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの	0.956 <u>0.960</u>
ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの	0.949 <u>0.954</u>
ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの	0.944 <u>0.948</u>
ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの	0.936 <u>0.940</u>
へ．残存期間 30 年超のもの	0.931 <u>0.940</u>

別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債 (変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.9 <u>9.99</u> .8%
ロ. } ハ. } 略 (不変) ニ. }	
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 9.6 <u>9.69</u> .2%

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.8 <u>9.79</u> .2%
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9.8 <u>9.78</u> .8%
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 9.7 <u>9.68</u> .1%
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9.7 <u>9.68</u> .1%

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの	時価の 9.5 <u>9.46</u> .3%
ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価の 9.5 <u>9.45</u> .9%
ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	時価の 9.4 <u>9.35</u> .2%
ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの	時価の 9.4 <u>9.34</u> .6%
ホ. 残存期間 20 年超 30 年以内のもの	時価の 9.3 <u>9.23</u> .7%
ヘ. 残存期間 30 年超のもの	時価の 9.2 <u>9.13</u> .7%

2. 差入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 100.1 <u>100.2</u> %
ロ．	} 略（不変）
ハ．	
ヘ．残存期間30年超のもの	

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 101.3 <u>100.8</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 101.8 <u>101.2</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 102.5 <u>101.9</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102.5 <u>101.9</u> %

(3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の 104.1 <u>103.7</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の 104.6 <u>104.1</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の 105.3 <u>104.8</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の 105.9 <u>105.4</u> %
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の 106.8 <u>106.3</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の 107.4 <u>106.3</u> %

(附則)

この一部改正は、平成22年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 残存期間1年以内のもの	0.999 <u>0.998</u>
(2) } { 略(不変)	
(5) }	
(6) 残存期間30年超のもの	0.967 <u>0.972</u>

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.987 <u>0.992</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.982 <u>0.988</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.975 <u>0.981</u>

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.960 <u>0.964</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.956 <u>0.960</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.949 <u>0.954</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.944 <u>0.948</u>
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.936 <u>0.940</u>
(6) 残存期間30年超のもの	0.931 <u>0.940</u>

(附則)

この一部改正は、平成22年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中一部改正

2. を横線のとおり改める。

2. 略(不変)

社債

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 略(不変) | |
| (2) 残存期間1年超5年以内のもの | 時価の 9-6 <u>9-7</u> % |
| (3) 略(不変) | |
| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の 8-9 <u>9-5</u> % |
| (5) 残存期間20年超30年以内のもの | 時価の 8-3 <u>9-4</u> % |
| (6) 残存期間30年超のもの | 時価の 8-0 <u>9-3</u> % |

企業に対する証書貸付債権

- | | |
|---|------------------------------------|
| (1) 残存期間1年以内のもの | 残存元本額の 9-5 <u>9-3</u> % |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの | 残存元本額の 8-6 <u>8-2</u> % |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの | 残存元本額の 7-5 <u>7-0</u> % |
| (4) 残存期間5年超7年以内のもの | 残存元本額の 7-0 <u>6-0</u> % |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの
(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の 6-0 <u>5-0</u> % |

(附則)

この一部改正は、平成22年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

4.(2)を横線のとおり改める。

(2)「共通担保資金供給オペレーション基本要領」(平成18年4月1日付政委第31号別紙1.)8.(1)、および「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成20年9月18日付政委第77号別紙1.平成22年5月10日付政委第38号別紙1.)8.(1)および「企業金融支援特別オペレーション基本要領」(平成20年12月19日付政委第124号別紙1.)10.(1)において、「根担保」とあるのは、適格外国債券については、「担保」と読み替える。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。